

# 第三十三回 参議院大蔵委員会議録 第三号

昭和三十四年十一月十九日(木曜日)午前十時四十八分開会

十一月十八日委員植竹春彦君辞任につき、その補欠として前田久吉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤正人君  
理事 上林忠次君  
大矢平林天坊裕彦君  
委員 青木岡崎真一君  
梶原茂嘉君  
木暮武太夫君  
塙見俊二君  
西川甚五郎君  
堀未治君  
木村福八郎君  
椿繁夫君  
野溝勝君  
永末英一君  
政府委員 前田佳都男君  
大蔵政務次官 大蔵省主税局長 原常任委員 木村常次郎君  
事務局側 常任委員 常任委員

説明員

大蔵省主税局  
税制第一課長 塩崎潤君  
國税厅間税部長 泉美之松君

本日の会議に付した案件

○法人税法の一部を改正する法律案  
(内閣送付、予備審査)

○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(第三十二回国会継続)

○租税及び金融等に関する調査の件  
(国家公務員共済組合に関する件)

○委員長(加藤正人君) それでは、たゞいまから委員会を開きます。  
まず第一に、十八日付をもって、委員のうち、植竹春彦君が辞任されまして、その補欠として前田久吉君が委員に選任せられました。

○委員長(加藤正人君) これより、法人税法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聽取することにいたします。

○政府委員(前田佳都男君) ただいま議題となりました法人税法の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明いたします。

現行の法人税法におきましては、青色申告書を提出する法人につきましては、正確な帳簿を備えつけ、その欠損

金の計算も明確に行なわれておりますので、ある事業年度に欠損を生じた場合に、次の事業年度以降五年間はこれを繰り越して控除することを認めていります。その法人事業上においてありますか、それ以外の法人にはこのような制度を認めておりません。

しかしながら、災害によって生じた損失は、他の損失とは事情も異なりますので、本年四月所得税法を改正し、青色申告書を提出していない個人につきましては、災害によりたな御資産等に損失を生じた場合にその損失を繰り越すことを認めたのであります。

従いまして、今回の大災害を機会に青色申告書を提出していない法人につきましても、震災、風水害、火災等によりその法人のたな御資産、固定資産等について損失が生じたため、その事業年度に欠損を生じたときは、その欠損金のうち災害によって生じた損失の金額に限りまして、青色申告法の場合と同様五年間の繰り越し控除を認めよう改正を行ない、これにより災害を受けた法人の事業の復旧に寄与することを期待している次第であります。

何とぞ御審議のうえ、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(加藤正人君) 次に、補足説明を聽取いたします。

○政府委員(前田佳都男君) ただいま議題となりました法人税法の一部を改訂する法律案について、提案の理由を御説明いたしました。

現行の法人税法におきましては、青色申告書を提出する法人につきましては、正確な帳簿を備えつけ、その欠損

内容は、先ほどの提案理由にもございましたように、青色申告を提出しない法人につきましても、自然災害によるのでございませんが、この九条の六項に規定してあるわけでございますが、「震災、風水害、火災その他命令で定める災害」となっております。災害の損失というものは普通の事業上の損失とは違うのだということをいつておられますので、この災害の趣旨は自然現の規定を直そうとするものでござります。その直し方は、提案理由にもございましたように、個人所得の白色申告者の繰り越し控除の規定にならいまして、おおむね同様に書いたところでございます。

若干、内容につきまして御説明申し上げます。「前項の規定の適用がない場合においても、云々と書いてございますが、これは九条の新しい六項の趣旨は、白色申告者につきましても繰り越し控除を認めている意味におきまして、『前項の規定』と申しますのは、青色申告の五年間の繰り越し控除の規定でござります。そういう規定が適用なくとも繰り越し控除を認めるのだと申して、「前項の規定」と申しますのは、青色申告の五年間の繰り越し控除の規定でござります。そういう規定が適用なくとも繰り越し控除を認めるのだと申しますのが、改正の第一点でござります。

それから、その次は、どういう損失がまあ控除できるかという点でございますが、ここに書いてございますように、「商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他たな御をなすべき資産又は固定資産」。こういうふうに書いてございます。これもおおむね個人所得に、『港湾設備利用権みたいなもの』と申しますのが、これは一つの固定資産に準ずる命令で定めるもの」というふうな命令に委任した点もござります。

これから、その次は、どういう損失がまあ控除できるかという点でございますが、ここに書いてございますように、「商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他たな御をなすべき資産又は固定資産」。こういうふうに書いてございます。これもおおむね個人所得に、『港湾設備利用権みたいなもの』と申しますのが、これは一つの固定資産に準ずる命令で定めるもの」というふうな命令に委任した点もござります。

これがこまかい規定でございますが、たとえば港湾設備利用権みたいなものが、これは一つの固定資産に準ずるものであります。一種の繰り延べ費用といふ意味で資産とは言っておりませんが、まあ減価償却をその専用度に応じまして認めております。物的なものに結びつきましたところの費用でござい

ますので、当期の費用ではございませんが、将来にわたって投資されるべきところの費用だという意味で、固定資産に準じまして償却を認めましたもので、やはり物的なものが減失を受けました場合に、その損害が出た場合、これも控除の対象に入れる、こういう趣旨でございます。

なお、損失の金額につきまして「命令で定める」となっておりますが、これはたとえば災害による損失と営業上の損失をどういうふうに分けるかといつたような規定、あるいは固定資産の損害といふものははどういうものかと、いう、こまかい技術的な規定を設けようとしてございます。

ただし書きは、先ほど申し上げました無申告法人は除外されるわけございませんが、なおこれも連続して一つ申告書を出していただいた場合に限る。これも同様に、個人所得税に合わした規定でございます。

九条の三、十二条の二第五項、十七条の第一項、十九条第九項、二十一条第四項中の技術的な改正がその次に規定してござりますが、御承知の通り、九条六項法人といふのが現在ございまして、これは特別法人に関する規定でございますが、この条文が相当各条項にまたがって規定されております。条文の移動によりますところの改正でございます。

そこで、その次は附則でございます。この法律は、公布の日から施行することを当然でございますが、そこで、どういう、いつからの災害から適用するかという点でございますが、この点につきまして二項に規定してございました。提案理由にもございましたよ

うに、個人所得税法の改正規定は本年の四月一日から施行されておりまが、そのときの規定では一月一日以後に生じた災害から適用されると、これはこの法律に生じた災害による損失の金額においても、それと合わせまして、ことしの一月一日以後に生じました災害につきまして生じた損失金額から適用する、この法人税法につきまして、ことしの一月一日以後に生じました災害についても、繰り越し控除の適用の対象になるということになるわけでございます。

これも個人所得税法の規定と合わせたわけでございます。

第三項は、そうなりますと、すでに申告書を出した法人が考えられるわけでございます。一月一日以後に災害を生じた、しかしながらもうすでに申告書を出しておる。ところが、今回の改正によりますと、この損失の金額を申告書に記載するということが控除の要件であります。そこで、その救済規定を設けましたのが第三項でございます。そこで、そういう申告書を出した法人あるいはこの法律施行前にすでに申告書を出した法人、もう一つは、この法律施行後非常に時期が短くて、すでに申告書を出す、たとえば十二月一日から施行されまして、十二月二日に申告書の提出期限で出した、その法律の趣旨が周知徹底しなかったために損失に関する記載事項を書かなかつたと申告書を出した法人、二つは、四ヵ月以内に申告書を出した法人、二つは、四ヵ月以内に申告書を出した法人でございますが、これらを救済するものが三項でございまして、一が、今申しました最初のカテゴリでござりますと、この二つのカテゴリの法

律の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のある方は、順次、御發言を願います。

○山本米治君 今度の新しい基準価格の要旨は、価格決定について審議会式の要旨は、価格決定について若干お尋ねしますが、この陳情について若干お尋ねします。御質疑のある方は、順次、御發言を願います。

○委員長(加藤正人君) これまでの実務によつて決定されるのか、その他の要素についてよく調べました。

○政府委員(原純夫君) 価格を決定するには、これを政府は隠れみのに思つておられますれば、二月一日から七月末まで終わりますところの事業年度におきましての繰り越し控除の特典が利用できることになります。そうなりますと、一月の損害につきまして、本来ならば、この九条六項がすでに施行されていますが、二月一日から七月末まで終わりますところの事業年度におきましての繰り越し控除の特典が利用できます。そこで、そういう申告書を出した法人あるいはこの法律施行前にすでに申告書を出した法人、もう一つは、この法律施行後非常に時期が短くて、すでに申告書を出す、たとえば十二月一日から施行されまして、十二月二日に申告書の提出期限で出した、その法律の趣旨が周知徹底しなかったために損失に関する記載事項を書かなかつたと申告書を出した法人、二つは、四ヵ月以内に申告書を出した法人でござりますと、この二つのカテゴリの法

律の方で更正いたしまして、今申し上げました二月一日から七月末までの事業年度の所得につきまして繰り越し控除を認めようという、非常に稀有な例でござりますと、この二つのカテゴリの法人でござりますが、その場合は、製造者価格でありますものは、製造者価格であります。つまり、たとえば、いろいろな原価といふ要素になります事項についてよく調べなければなりません。決定の要素になりますが、ほんつておきますとなくなります。この二つのカテゴリの法

は、本案が動いております間にたびたび出て参りました一つのアイデアではござりまするし、また、そのアイデアの根本にありますところの、関係者といいますか、なるべく広い範囲で意見を聞くということは、役所ももちろんやるべきだと考えております。ただ、何分にも価格決定をいたします場

合に、たとえばお話を販売業界から意見を聞くということになりますと、販売業界はまず自分のマージンが大事だという角度で、マーインは昔はこうだった、これだけほしいという角度で言われるわけです。それから、メーカーはメーカーで、その立場の利益をまず主張されるということになる。消費者の方はなるべく安く売ってくれと、こうしたことになりかねない事柄であります。

今までも、大体この価格につきまして、米価審議会というようなものはありませんけれども、公定価格をやっておりま

す。ただいま御質問の点は、全体として非常に要望が強くて、しかも、それ

は各界それぞれ自分の利益を主張する

でしようが、そういう一つの広場、土

俵を持ってそこで各界の意見を聞くと

いうことはけつこうなことじやないか

と思うのですが、その審議会を作るに

ついては、まあ法律上のもの、事實上

のものがあるでしょ、うが、法律上のもの

のというと、法律のこの原案の改正と

いう問題にもなりますが、事實上のものでもお作りになる大体の意向がおあ

りますけれども、仕入れ価格に対しまして一〇%から三、四%、まれに

高いのは二割ぐらいというものがあります

ますけれども、そのぐらいが小売の差益率であります。卸の差益率はまず

四、五%から七、八%というようなところになっております。(問屋は)と

呼ぶ者あり)卸がそうでありますから、まあ問屋さんがそれでござります

ね。製造の方は今ちょっと率が出ておりません。大体いろいろな事業、それ

も類似する清酒ならば、年に一回回転するというような事業の波を見て、た

だし、その中で税を入れますと何ですかから、税抜いて見るというようなこ

とで、他の産業と比準してきめておるわけがありますが、後ほど数字がもし

出ましたら申し上げます。

○山本米治君 私は、陳情の取次とい

うふうに意見を聞くという形のものであって、それによって決定されるべきものとしては不適当な議題ではないか

といふふうに考えております。この審議会的なものをどうするかということにつきましては、いろいろそういう御要望も強いことありますし、実行上何らかの形でそういうようなことを

やることをやつたらどうかというよう

な気持で、相当の部局内で話し合つておるという実情でございます。

○山本米治君 審議会に諮問される場

合に、政府は必ずしも從米審議会の意見通りにはとつておられないのです

が、米価でも何でもそりであります

が、そういう意味で審議会の意見を十分聞くということで、政府が最後に責

任を持つて決定されること、それは差しつかえないんですけど、そういう意味

で非常に要望が強くて、しかも、それが非常に大きいというような特殊性がある

と、それから税が非常に大きいというようなこと、それから税が非常に大きいといふうに考えておりま

す。ただいま御質問の点は、全体としてはちょっと何でございますが、しり

の方から申しまして、小売の差益率、

それから酒類によつて違いますするが、

まず一〇%から――これは仕入れ価格

に対しても、仕入れ価格に対しまして

あります。全体の方向としては、やはり統制時代にそういうマージン、ま

た製造者の利益といふうなものも、

あります。まだこれでも戦前の率には

及ばない、と、自由であった率には及ば

ないということ等で、小売、卸でもそ

うであります。まだこれでも戦前の率には

及ばない、と、自由であった率には及ば

ないということ等で、小売、卸でもそ

また競争で安いのができても、そろ神経立てて言わないといふものであります。ですが、そうしますと、たとえば、一級にしておこう、うちの名前でこれだけ出しておる酒屋さんが、もうちょっといい酒なら、基準価格なんだから、一割や二割、役所のというかみんなの顔色見て、文句言われない限り高く売らうじゃないか。そうすれば利益はうんと入る、税は二級のうんと低いのになってしまおうわけですから。そうしますと、特級、一級で相当今よけいな税収が入っているのが、すっとんでしまうというようなことになりますので、それは困るから、ここにありますように、二級は最高これ、一級はまた、特級が下がってくるといけませんから、最高これ、特級の場合は、これはもうほんとうの実力であとはないから、それより高く売れるなら若干高くてもやむを得ない、というので、最上級は手を触れませんというようなことになつている。そういう意味で、この条文をお願いしているわけでございます。

うふうにして売った場合に、その場合には一級というものはどの程度の販売価格なんだということをやはりきめなければいかぬわけだから、それは一体どの程度を求めるのか、具体的に一つこの際お答え願いたいと思うし、そういうことを含んで、実際問題として、今の特級、一級、二級という酒の値段が、二級は、三級というものはないから、これは下げるわけにいかないけれども、一級を二級、あるいは特級を一級ということとはあり得るわけですから、そういう非常に名のある、特に特級なんかの価格の問題と、それから今原さんの言われた一級を二級に下げたり、特級を一級に下げたりする、下級酒に下げて税金を安くすることによってみずから利益を得ようとする方向が出る場合に、これを封するための制度でとめようとされるのか、その点一つ、将来のために聞いておかないと、酒が一体高くなるのか安くなるのか、マル公を廃止したけれども酒が高くなってきたということでは、国民の側としては大きに迷惑な話なんですね。この際、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

当高いということになりますと、かなりそういうメー カー自体のメリットがあるのをいうのじゃないかというふうな私は感じがいたしますし、実際的にもそういうものはほとんど出でこないだろ うと思います。

その次の、制限販売価格のきめ方であります が、要するに、先ほど申しましたよなごとでありますから、下の級に落として、そうしてもうけが非常にといいますか、普通をかなりこえていいということになると、そういう引 力が働く。そういう引力を働かさないといふようにといふことでありますから、たとえば特級を一級に落とすかどうかというふうな場合でありますならば、通常特級をきめる際の利潤率、それと一級の制限販売価格の利潤率とが、ぴったり一緒になるかどうか。あるいは若干の何があるかもしれませんのが、やはり特級の利潤額よりもあまりに上回らぬと、大体その辺を目安にきめていくということではないかと。大 体特級と一級とでは、やはりものが特級の方が高いですから、利潤の額も一級の通常の何よりも高いということになりますね。で、その差額はまあ少なくとも上に乗つけてよろしいと。ぴたりとそれでいくか、若干どうするかという点は、実情を考えてその辺にきめていくといふようなことであらうと いうふうに考えております。

○大矢正君 これは、私は、酒の一つの級別の体系上混乱が起きるんではな いかということを実は懸念しているわけなんですが、原さんは今、特級酒の場合はそな大きな心配はないというふうな御意見ですけれども、実際現状のことは、マル公の時代においても、名

通つたものはもう、むしろ酒を取りにいかなければならぬくらい非常に需要が盛んである。しかし、名が通つてないものは、比較的、まあ極端なことをいふと、ある程度プレミアムをつけられて売らなければならぬようなるところまであって、非常に品種別の需要に対する実態というものはやはり大きな開きがあるのですね。ですから、その開きを何とかして解消しようということになれば、特級酒の名の通つたものは、まだまだ高く売れる、片方名の通つてないものはこれを下げるにあればならないという事態になつて、下げるによって辛うじて価格の点で対抗していくこというような結果が出てくると思ふし、もしされでもなお困難であるとすれば、これは特級酒を一級に落として売るというようなことで、級別の体系上私は非常にこのマル公の廢止によつて混乱が生じてくるのではないかと、こういうふうに思いますし、ひいては、そのことが税収の面で多大の影響を及ぼすのではないかというふうにも考えられるのですが、原さん、そういう心配は絶対ないです。

酒の場合は、出でておりますが、清酒の場合は、これはとうてい価格制度だけでいいかない。むしろ価格制度では、今この級別の問題よりも、もうそういうク拉斯の酒屋さんでは、酒といえば二級酒で、一級、特級はとても考えられない。その二級という酒の値段がくわづかではない。あつあつになる。そういうところこそ、この法律にあります協定価格を作る。あるいは、政府がきめてくれる基準価格で酒屋さんが忠實に売ってくれると。強いのが下げて売ってきたら、そういうところはすぐあらぶあらぶしますから、価格面では協定価格、基準価格で、下をささえる。同時に、反面、今言われた銘柄も通っていない、販路も確立していない」というようなものをよりよくするために、四千以上もあるメーカーが、小さいのは小さいなりに、やはりお互いに、正ごろよくやっております共同びん詰りとか、場合によってレッテルを共同にしてしまうというようなことでやれば、量位が大きくなつて、そうして市場との吻合関係もよりよくなるといふことがあります。この辺はなかなか実現力を持合わせてやって参りたいということでおる次第でございます。

思うけれども、今、原さんが考えて、かりにまあ特級を一級に落として売る、か  
一級を二級に落として売る、という場  
合、税収の関係上制限価格というもの  
もある程度考えなければならぬという  
問題もあるが、そういう面で、今の時  
点で考えた場合に、マル公廃止後制限  
価格を一体どの程度で求めるかという  
点は、さっきもちょっと聞いたのだが、  
が、お答えがないようなんですが、何  
かそれに対する考え方はないですか。

○政府委員(原純夫君) それでは、も  
う少し具体的に申しますと、しっかりと  
した数字を今持つておりませんので、  
ごく概略の数字を申し上げますが、清酒の  
二級と一級という間の関係でそ  
れを申し上げてみたいと思います。  
ごく概略の記憶であります。清酒の  
二級の一升当たりの製造者利益とい  
うものは二十円くらいであると記憶  
いたしております。で、その二十円を  
含めて基準価格ができるということ  
をまず仮定する。それから、一級は値  
段が高くて、そこがちょっと確かでな  
いのですが、二十円が、かりに二十  
五円とか七円とかいうようななことに  
なつておると思いますが、まあ二十五  
円なら二十五円といたしましよう。そ  
ういうことで一級の基準価格がきまる  
といったしますと、具体的な心配とい  
うのは、一級を二級に下げた場合に、今  
の差の五円だけ乗っけたところに二級  
の制限価格を置いとけば、まずよし  
いということに一応なる。しかし、そ  
れは利潤だけの話ですから、実際に  
おるというようなことがあって、原価

から、そういう利潤以外の原価があります。です  
る。これはやはり十円なり十五円なり  
という差があるだらうと思います。そ  
の辺をどの程度考へるか。この二級に  
落として売る酒は、全部一応一級並み  
のものを作るだらうという前提もいか  
ぬだらうけれども、やはりその辺のと  
ころをどの程度組み込むかということ  
で、今の五円が十円になるか、八円に  
なるか、あるいは十五円になるかとい  
うようなことであろうと。それらを二  
級の基準価格に乗っけたところを制限  
価格とするのだというふうに御理解い  
ただきたいと思うわけであります。

○大矢正君　あまりよくわからないけ  
れども、仕方がないと思います。制限  
価格というものは、これは実際に市場で  
販売されている実態というものが、相  
当、この級に応じた、酒としては予定  
された価格より基準価格が中心になる  
のでしょうか、基準価格より上回った  
という事態が発生してから制限価格と  
いうものを設けるのか、そうでなくして、  
制限価格というものは最初から、  
特にこのマル公廢止後混亂が起きると  
いう前提で、最初からこれを設けるお  
考えなのか、この点、ちょっと念のた  
めに聞いておきたいと思います。

○政府委員(原純夫君)　基準価格はす  
くにも作りたいと思います。制限価格  
価格は、今申したような目的のもので  
すから、観念的にはすぐそろってやつ  
た方がよろしいという感じもあります  
が、すぐに必要がないという場合に、  
初めから作るかどうか、その辺は情勢  
を見ていいのではないかという感じで  
あります。

すが、市販される価格において不安定であるということは出てこないですか。あなたが言うように、実際に市場でどの程度高くなつた場合に制限価格を設けるかはわかりませんけれども、とにかくある一定期間を経過して、当初の基準価格より相当上回つて、値段を設けるということでは、実際問題として、酒の消費者の側としては、絶えず値段が変化をするという危険性が生ずると思うのですが、そういう心配はないのですか。

○政府委員原純夫君　ごもっともな御心配であります。私は、私どもとしては、そういう御心配が現実になる前に手を打たなければならぬし、打てるだろうと思っております。

○大矢正君　この基準価格——逆戻りするようですが、基準価格というものは、大藏大臣は必ずしも作らなくていいわけですね。必要があるとき作ること、こういうことになるわけですから。そうすると、それと制限価格との関連といふものはどうなるのか、私からぬのですが、かりにマル公が廃止された、ややしばらくの間に酒は従来のマル公時代の価格よりも、中身は内容的には別としても、価格の上で急に昇したという場合に、まず基準価格を作つて、それからさらに制限販売価格を作る、こういう段取りになつていくのか、その点はどうなんですか。

○政府委員原純夫君　基準価格は、法律上は作ることができるということになりますが、私どもといたしましては、マル公をはずすという際に、すぐにこの基準価格は定めて参りたいとおもふに考えておりますので、お話を

の、最初の何もなくてわやわやするという段階はない、というふうに思つておられます。で、先ほど申しましたように、一つの級の間の利潤の違いだけで調整ができるれば、それは制限価格を初めてから作った方が私はいいと思います。ただ、先ほど申しましたように、作り方 자체まで考えてきめるなりますけれども、やはりその前の原価 자체、つまりは若干必要になるまでの時間を見て、要するに情勢を見てもいいのではないかと思ひます。基準価格は最初から作つて参るというつもりでおります。

○大矢正君 この法律の条文から私感じ取るのですが、あなたの方で、基準価格といふものは、かりにマル公安部を廃止した場合に、直ちにこれをやりたいという御趣旨の説明がありましたが、けれども、基準価格といふものが将来とともに、いついかなる事態においても設けておきたいというお考えがあるならば、基準価格といふものは大蔵大臣が定めることができると、ここに書いてあると、基準価格といふものを大蔵大臣が定めると、明確にうたうべきではないかと思うのです。が、ここに書いてあると、「定めることができる」と書いておることは、たとえば、マル公安部廃止後直ちに基準価格といふものを作つても、あるいは、他のメーカーの状態にもよりましょけれども、そういうようなことの変化によつては、基準価格が全然ない時代もあり得る。

一度作つた基準価格を取りやめること

とがあるのだと、こういふような解釈をしてよろしいわけでありますか  
○政府委員(原純夫君) この改正は、業態が安定しながらいくということになると、思ふのですが、そういうふうに解釈をしてよろしいわけでありますか  
酒税の確保にも大事だという前提でありますので、ただいま申し上げましたのは、現在の状況においては、すぐに基準価格をきめなければいけないことがあります。これはもうどんだけあるということではございません。先ほどの申しました清酒における業態が、だんだんそうやって企業が相提携して地位がより強いものになる、そうしてとけいの酒を作る、そのなりますと、だんだん組合自体の協定価格といふような制度がより楽に動いてくるわけですね。そういうようなものが楽に動いてきて、あえて基準を必要としないところなどには、なくともよろしい。ちょっとさつき無条件に申しますのはおかしいので、現に雑酒はもとマル公もない、もちろん何もなくていい。やっておるのです。ここではかなり御案内の通り業態も大きいし、それが相協力してやつておるというようしたことで、こういうものについては私は私もすぐによくても一向ないといふふうに考えております。

一体どういう順序で、どういうことがおぜん立てて行なわれるかということがはつきりしていないのですね。だから、これからからの酒類行政をいろいろな目的をもってやられることはわかりますけれども、法案が成立してマル公が廃止されると、大体どんなような構想でいくのかということを、まずはつきりさせておいてもらわないと、先々の話ばかりになつて、びんと来ない。第一、その点が、酒税行政の施政方針だね、それを一つ聞かしてもらいたい。

それから、第三は、今質問に答えられて、新しい価格制度へ移行する時期というものは、業界の受け入れ態勢あるいはその準備ができてからだと、こう言われる。一体、その時期をいつころに見ているのかとも明瞭じゃない。やはりこれだけの法律を出さからには、政府としても、大体いつごろまでに業界の受け入れ態勢ができるか、そういうめどが立つていなければいかぬ。最初提案したときも、法律は通つても一年くらい先にならないとこういうことはできないというようなことがありますし、私どもは、あまり緊急性を感じなかつた、そういう審議は通つても一年くらい先にならないとですね。だから、一体業界の受け入れ態勢をとつて、いたといふ過程もあるのですね。だから、一体業界の受け入れ態勢、そういう準備がてきてからといふのをいつごろに見ておられるのかということを、この機会にはつきりさせておいていただきたい。

いますが、まずその全般を通しての態度を申し上げます。たびたび申しますように、戦中戦後を通じて、作れば売れる、要するに酔う飲みものならば売れる、というような時代、非常に業界にとっては楽な時代が続いたわけです。今や世の中が変わって、やはり酒を安く供給するというかまえをはっきりとしなければならない時代になつたわけです。そこでは、そういう理念的な問題とは別に、現実に競争ということがかなり、場合によつて能率の悪い企業は倒産するというような事態まで起つようなものになってきている時期です。私どもとしては、そういう自由にやっていくという態勢の経済競争のよさというものを業界が取り入れてやつていくことが、やはり必要であろう。ただし、そういう態勢に移しますについて、あまりに急激に行きますと、今度は過当な競争に行くことになります。まあその辺のテンポ、段取りについて非常に慎重にやるということにいたしております。

けであります。が、私ども、それらにしましてはやはり全般として、いたゞらに今までの権利の上に眠るというようなことではいけない。合理化をして、よりよい経営をするというふうに持つてもらおうといふために、ただいまの米の割当の問題あたりについてある角度をとつて業界に協力を——協力といいますか、業者自体に脱皮して進歩していくべきだという意を持ております。この価格の問題も、そういう意味で、戦争中、戦後のマル公といふことで、これ以上高く売つては経済が歩していくべきだという形のマル公、むしろこちより安く売るのはけつこうだといふ着物でやつていくのは、いかにもおかしい。やはりそれははずして、しかし今は値くずれしては困るのだといふならば、はつきりと、これ以下に値くずれましては困りますといふものを設けさせていただいていることになりますから、酒の問題全般にわたってこういうようなとうとうたる流れの中にわれわれはおる。そして、従いましてこの問題はそういう一環として御理解願いたいわけであります。

ましたが、そういうような大きな考  
方のものでありますし、その考え方  
は私は非常に大事な考え方と思いま  
ので、この法律案はぜひ早く通して  
いただきたいとお願いするわけであり  
ます。  
何だか、先ほど米申し上げている  
は、そういうような意味で、流れの問  
題だから、時期ははつきりしないのば  
というようなことにもなりかねない  
であり、事実、私は、今これをお通  
いたい、すぐ一ヶ月、二ヶ月で、  
それをやれるかどうかと言われば、わ  
はそうはいかないだろうと思います。  
しかし、そういうちょっとした問題でも  
いい。ただ、それがそういう問題で、  
題でもないといながら、何ヶ月かを規  
るだろうと、それならばというよう  
ことでなくて、やはり酒の業界をや  
ります場合の大きな cameo を規定  
する一つの憲法のようなものでありと  
すから、そういう御趣旨に御同意だ  
たらば、ぜひ早く通していただきたい  
というふうな気持であります。まあ時  
期の問題、あわせてくださいまお答え  
たようなことになります。

段取りは、従いまして、この価格  
でいきますれば、やはり業界が、率主  
に申しまして、いろいろ今までのところ  
では、協定価格その他の段取りに  
いて十分腰が入っていないといふよ  
なことがござります。そういうもの  
早く腰を入れて検討してもらおうとい  
ようなことが、一番大事な段取りじ  
ないかと私ども思っております。そん  
た非常に性急にということでもない。  
らができるだけ役所も協力して進めて  
いって、そうして適当な時期に何する  
で、そう長く何ではありませんが、と  
うござります。そん

たゞ、くれぐれも一つ、大事な憲法ありますので、法案の御審議を一つお願いしたいということをお願いし上げます。

○平林剛君 わからないんだな。この法律が今後の酒類行政の憲法であるそうしてこれの法律を出したこと自らが、今日酒類業界におけるいろいろ問題を、欠陥とすべきもの、あるいは解決すべきものの解決促進を迫つるものである、そういうだけの法律われわれ今審議しているのですか。しろ、最近の酒類の取引の状況にて、基準販売価格や制限販売価格の度を作つて、今後いろいろなこととやつていくというには、もう少し具象的な時期の目安がないという、われわれも審議するのに差しつかえるわざです。今お話の中で数字的に出てきるのは、一、二ヶ月というような近い間ではない、しかし適当な時期であります。これを私は知りたい。大体適当時期というのはどのくらいなのか。これによつて、政府の大まかな方針によつて業界自体の考え方も違つてくださるし、また政府の考え方によつて業界でも考えるだらうし、われわれ法律の審議に大体どのくらいの見当つけてやつたらいいかという理解がてくるわけです。ただ、早くやつてくれ。——早く審議してくれということは、よくわかりますけれども、私の間に適切な答弁になつていない。大きな見込みでもいいから、やはり時的な方針というものを明らかにしてらう段階になつてゐるのじやないですか。

○政府委員(原純夫君) いろいろな件で動く問題でありますので、確定

的条件をもつてゐるにそなる期たけれ体を見むをいはな体、の申早で

ましたが、そういうような大きな考  
方のものでありますし、その考え方  
は私は非常に大事な考え方と思いま  
ので、この法律案はぜひ早く通して  
ただきたいとお願いするわけであり  
す。

え  
力  
す  
す  
え  
た  
だ  
く  
れ  
ぐ  
れ  
も  
一  
つ  
大  
事  
な  
憲  
法  
で  
あ  
り  
ま  
す  
の  
で  
、  
法  
案  
の  
御  
審  
議  
を  
一  
つ  
早  
く  
お  
願  
い  
し  
た  
い  
と  
う  
こ  
と  
を  
お  
願  
い  
申  
し  
上  
げ  
ま  
す。

○平林剛君 わからぬんだな。この法律が今後の酒類行政の憲法である、

なことは申し上げられません。しかし、先ほど申し上げたのがあまりに、一、二ヶ月という一番端っこのことだけだという御趣旨ならば、これは私の個人的なと申しちゃ大へん恐縮であります、感覚で申しますれば、やはり短くとも半年以内でやれるという見込みは私はないと思います。しかし、年をもって数える何年ということはない。一年くらいの間には移行し得るような状態になるのぢやないかという感じを私は持っております。

○平林剛君 まあ私は関連質問ですか  
ら、またあとでお尋ねします。

○大矢正君 きょうただが質問の委員会じゃないから、まだまだ質問の機会もあるのですから、次の八十六条の三の再販契約についてちょっとお尋ねしておきたいと思うのですが、その前に、ビールの問題について非常に、何というか、不審感を持っているのですが、ビールの小売マージンというの、が、他の清酒、合成と比べた場合に低率であるということの理由は一体どこにあるのかということをお尋ねしたいのです。特に、これに関連して、私が聞いている範囲では、ビールの卸売の場合のマージンというのは幾らという固定したものがなくて、つかみ金でマージンを与えてるのが実態であるという話をちょいちょい聞いてるわけですし、それからまた、ビールを小売が売った場合も、金の回収といふのは非常に厳格であって、小売業者なんかはビールの金の返済の期限と、いうものがあまりにも短いために、また取り立てがきびしいために、みずから他の商売の売上代金までビールの

方につぎ込まなければいけないと。もしそれが現実に守られなければ小売の取り消しというようなことで、酒屋と違つてメーカーがわずかであるといふことのために、非常に圧力が小売業者にかかるつてきている。卸売業者にも同時にかかるつてくるわけであります。しかし、最初申し上げた通りに、小売マージンというのは他の清酒、含成に比べて非常に低率であるという点を考え、私はどうも現在のビルのあり方について不満があるし、それからさらに清酒の一部においても、当然上級酒メーカーの名の通つたものはある程度再販価格の契約をすることができ

御案内の通り、ビール卸などはきわめて特殊な結びつき方をメーカーといったしておるという事情があつて、このことが他の酒類と違うというようなことにもなつておるわけでありますので、それらについては、私どもとしては、現にきまつておりますものが一應他の酒類ともバランスはとれているといふうに考えておりますけれども、なお、今後具体的にやる場合には十分慎重になにしたいし、またそういうお話をそれぞれの業界からあるわけで、十分多くという形で参りたいという気持であります。

徴されるような内容のものが、特に  
ビールを中心にして考えられるということにつきましては、私たちとしては  
非常に不可解なことである。制限価格  
のとにかく設定もない中で、どうもわ  
からぬのだが、局長から一つお答えを  
いただきたい。

○政府委員(原純夫君)　この条文をご  
らんになつてもおわかりになりますよ  
うに、再販売価格維持契約を締結しよ  
うとするときには大蔵大臣の認可を受  
けなければならぬことになつております。  
ます。私どもとしては、その場合に、  
お詫のようによく大きなメーカーが御なり  
小売なりを圧迫してマージンを浮かす

りなつてはいるのですが、免許を受ける場合にいろいろな規定がございまして。しかし、その中で、戦争中にまたまた統制をしらはまして製造をやめさせられた者があるのです。それがその後復活をいたしまして、免許の申請をしたのですが、たまたまその統制中にやめるときには、今後あなたのところが復活する場合は優先的に免許を与えてやるというわけで、安心してやめたわけです。ところが、その後復活したいから申請をしたところが、許可されない。聞くところによると、既存の業界が反対をして、だめだというこ

憶を新たにいたしておりませんので、そういう問題でありますれば、お勉強しまして、後ほどお答え申し上げたいと思います。他の酒類それぞれ若干差益率は違っておりますが、取引の状態も、清酒でありますれば、やはり小売はダース単位ではなくて一本単位で売られる。ビールはダース単位であります。その他、またこの小売なり御なりとメーカーとの結びつきの関係も、

段制限価格といふものはないわけでしょうね、原さん。そうなると、ビル自身の価格維持といふ問題は一体どうなるのか。しかも、再販価格の契約をやらせる——やらせると言つちゃおかしいが、認める、値段の独占を。これは独禁法はこれに触れないという酒税法の一部の法律の中にありますから、それはいたし方がないことといたしましても、さらにそれが増

○野濱勝君 私、都合により、平林理事その他同志各位の了解を得まして、先に質問を許してもらうことにいたしました。先ほど同僚からの質問がございましたが、その前に一つお伺いしておきたいのです。

大体、酒税法には免許の点がはつきりなんな酒類でも、それができます場合には、それは申請の対象にならうというふうに考えておるわけであります。

業いたしましたもの、あるいは保有蔵となつておりましたものにつきまして、復活復元ということが行われることになりました、昭和二十二年から二十五年までを第一次復活期間といたしまして、そのときには昭和十八年の企業整備によつて残存業者といふものができておりますが、その残存業者に基本石数を譲つてやめております、その残存業者から基本石数を譲り受ける

るかもしれないけれども、大部分の清酒の場合にはそういうことが不可能じゃないかと思うのでありますて、ごく一部のために再販価格というものが作られて合法化されようとすることはどうも理解ができないので、まず、第一に、ビールの小売マージンが非常に低率であるということに対してどう考えておられるかということを、この際承っておきたい。

○大矢正君 清酒の場合でしたら、私は、特級酒と、それから一級の一部の特に非常に名前が通っているものが中心になると思いますし、それ以外のものが再販価格の契約をするということは、およそ不可能であると思いますから、酒の場合にはそう大した問題はないと思いますが、やはり問題は何といつてもビールだと思います。ビールというのは製造業者が少ないという実態から推して、ほんとうに価格を、ある意味でいえば、事実において独占するというか、しているのですね。そこで、時こころはビールの場合とは、寺

というようなことは、もう専ら想えるつもりでありますて、三項にもそういう場合のいろいろなことが書いてある。特に三項の第三号に「消費者又は当該契約に係る酒類販売業者の利益を不当に害する」というふうな場合には、認可してはならないというふうにはつきりうたっておるわけでありまですから、お詫のような点は、認可をいたします場合に十分注意をしていくと、いかまえにいたしておるわけであります。なお、この再販元価格維持契約は、ビルについて御質問がございましたが、ビルだとおは思うな、どうしたば、ビルだとおは思うな、どう

方々が優先するわけですか、その点をはつきりお伺いしたい。よくわからぬので。皮肉のようではあるが、要するに、組合の方が法律より権限があるのですか。

ことによって復活をするということで、第一次の復活復元が行なわれたわけでございます。しかし、第一次の当時は、御承知のように、食糧事情が非常に悪うございまして、酒造用に米を回すことが非常に困難でございましたので、復活復元を行ないましたものの、なおまだ不十分でございましたので、さらにもまた、昭和二十九年に酒造用米が約百万石になりました。一番少ないと、三十万石ぐらいしかなかったのであります。それが、約百万石になりますので、その機会をとらえまして、さらに第二次の復活復元といふときには三十万石ぐらいしかなかったのであります。それが、約百万石になりますので、その機会をとらえまして、さらに第二次の復活復元といふことで、だいぶ復活復元が行なわれたわけでございます。現在のところ、復活復元の全然行なわれておらない場数と申しますのは、昭和十八年の企業整備のときにもやめました三千数百場のうち八百五十場ほどがまだ復活復元ができるおらないのでございます。このうちの大多数のものは、資金その他の関係からいたしまして、復活がもはやできないという状態になっておるのでござります。

復活復元する場合におきましては、昭和十八年

今申し上げましたように、昭和十八年

の企業整備で基本石数を譲り渡してお

りますので、その基本石数を譲り受け

ることによって原料米の配分を受けら

れるということで、復活復元が認めら

れるわけでございます。ところが、まあ

残存業者との話し合いが門檻にいかな

い場合に、譲り受けができないとい

ことになるわけでございます。その残

存業者との話し合いにつきましては、

税務署、国税局、國税庁も介入いたし

まして、円満に話し合いを進めるよう

に努力をいたして今日に至つております

が、八百場ほどにつきましては、本人

の意思ももう復活復元するという意向

でございます。しかしながら、これは許可申請

のないのが大多数でございます。大体

そういうことでやってきているわけで

ございます。その譲り受けることにつ

いて話し合いがつかない場合に、困難

なことがあります。要するに、法律に優

先するといふものではございませんこ

とは御了承願いたいと思います。

○野溝勝君 ただいま泉さんから御答

弁ございましたが、泉さんはその衝に

当たられておるのでござりますから、

よくおわかりのことございますが、現

御心配を頼ったのでありますけれど

も、その結果は何にもならぬ。である

から、私は今のよくな質問をしたので

す。組合が法律に優先するというよう

なことはない、そんなばかなことはあ

り得るものではないと私は思うし、ま

たあってはならぬと思うのですが、現

実にはあるのですね。残存業者と税務

署との間に話をしてといふのでござい

ますが、そんなものは幾ら話をしたつ

て、いわゆる税務署が残存業者の威力

におびえてかどいうことか知りませ

んが、その酒造組合なら組合に幾ら話

をつけてみたところで、前にやめたと

ころの、いわば統制のためにやめた人

の中には、いまだ許可を受けられない

で困っている者があるのですよ。だか

ら、どの程度まで一体残存業者と税務

署の間には話ができるのか、そろ

う点について、監督官庁であるいわ

く、泉州税務長さんはよく御承知である。

具体的に例をあげるなら、長野県農

業市中浜林浜子さんという女性に

よって申請をした。それが現在上伊那

ができないということが現状でござい

ます。

○野溝勝君 そのことにいたしまし

て、いま一つ最後の意見を申し述べて

おきます。

○野溝勝君 たゞいま泉さんから御答

弁ございましたが、泉さんはその衝に

当たられておるのでござりますから、

よくおわかりのことございますが、現

御心配を頼ったのでありますけれど

も、その結果は何にもならぬ。である

から、私は今のよくな質問をしたので

す。組合が法律に優先するというよう

なことはない、そんなばかなことはあ

り得るものではないと私は思うし、ま

たあってはならぬと思うのですが、現

実にはあるのですね。残存業者と税務

署との間に話をしてといふのでござい

ますが、そんなものは幾ら話をしたつ

て、いわゆる税務署が残存業者の威力

におびえてかどいうことか知りませ

んが、その酒造組合なら組合に幾ら話

をつけてみたところで、前にやめたと

ころの、いわば統制のためにやめた人

の中には、いまだ許可を受けられない

で困っている者があるのですよ。だか

ら、どの程度まで一体残存業者と税務

署の間には話ができるのか、そろ

う点について、監督官庁であるいわ

く、泉州税務長さんはよく御承知である。

具体的に例をあげるなら、長野県農

業市中浜林浜子さんという女性に

よって申請をした。それが現在上伊那

ができないということによりま

ります。

○政府委員(前田佳都男君) その点に

つきましては、全然財源確保のため

すから、全部をカバーするものであり

ことによって復活をするということで、第一次の復活復元が行なわれたわけでございます。しかし、第一次の当時は、御承知のように、食糧事情が非常に悪うございまして、酒造用に米を回すことが非常に困難でございましたので、復活復元を行ないましたものの、なおまだ不十分でございましたので、さらにもまた、昭和二十九年に酒造用米が約百万石になりました。一番少ないと、三十万石ぐらいしかなかったのであります。それが、約百万石になりますので、その機会をとらえまして、さらに第二次の復活復元といふことで、だいぶ復活復元が行なわれたわけでございます。現在のところ、復活復元の全然行なわれておらない場数と申しますのは、昭和十八年の企業整備のときにもやめました三千数百場のうち八百五十場ほどがまだ復活復元ができるおらないのでございます。このうちの大多数のものは、資金その他の関係からいたしまして、復活がもはやできな

いといふ状態になっておるのでございま

す。組合が法律に優先するというよう

なことはない、そんなばかなことはあ

り得るものではないと私は思うし、ま

たあってはならぬと思うのですが、現

実にはあるのですね。残存業者と税務

署との間に話をしてといふのでござい

ますが、そんなものは幾ら話をしたつ

て、いわゆる税務署が残存業者の威力

におびえてかどいうことか知りませ

んが、その酒造組合なら組合に幾ら話

をつけてみたところで、前にやめたと

ころの、いわば統制のためにやめた人

の中には、いまだ許可を受けられない

で困っている者があるのですよ。だか

ら、どの程度まで一体残存業者と税務

署の間には話ができるのか、そろ

う点について、監督官庁であるいわ

く、泉州税務長さんはよく御承知である。

具体的に例をあげるなら、長野県農

業市中浜林浜子さんという女性に

よって申請をした。それが現在上伊那

ができないということによりま

ります。

○政府委員(前田佳都男君) その点に

つきましては、全然財源確保のため

すから、全部をカバーするものであり

ります。

○野溝勝君 そのことにいたしまし

て、いま一つ最後の意見を申し述べて

おきます。

○野溝勝君 たゞいま泉さんから御答

弁ございましたが、泉さんはその衝に

当たられておるのでござりますから、

よくおわかりのことございますが、現

実にはあるのですね。残存業者と税務

署との間に話をしてといふのでござい

ますが、そんなものは幾ら話をしたつ

て、いわゆる税務署が残存業者の威力

におびえてかどいうことか知りませ

んが、その酒造組合なら組合に幾ら話

をつけてみたところで、前にやめたと

ころの、いわば統制のためにやめた人

の中には、いまだ許可を受けられない

で困っている者があるのですよ。だか

ら、どの程度まで一体残存業者と税務

署の間には話ができるのか、そろ

う点について、監督官庁であるいわ

く、泉州税務長さんはよく御承知である。

具体的に例をあげるなら、長野県農

業市中浜林浜子さんという女性に

よって申請をした。それが現在上伊那

ができないことによりま

ります。

○政府委員(原純夫君) 今度のは清酒

だけじゃございませんで、ビールも雜

酒も、酒類全般に通ずる価格制度を、

現在のマル公を中心のものから新しい体

制に切りかえようということであります

から、全部をカバーするものであり

ります。

ます。従いまして、これを承認願ひますれば、いわば価格面で新しい体制に入るという類いのものでありますから、どうも一部改正はなはだおきらいのようであります。若干の部分的改正はしないとお約束するわけにはいきませんけれども、大きく価格に関する体制が改まるということです。その新しい体制は、これはもう相当といいますか、いわばかなり長い間続くのだろうというふうに私は見通しております。

○野瀬勝君 そうすると、価格全体の改正をねらいとしておるのだそうでござりますが、そうすると、その価格全体の改正のねらいはよろしいが、このねらうところの基本的構想ですね、たとえば消費者側に立っての考え方か、あるいは税徵収の立場に立っての考え方か、あるいはメーカーとしての立場に立っての考え方か、小売関係の立場か、どの点に重点が置かれているのか、この点がはつきりわからないと、私ども審議するにあたり一つのめどがつかないのでござりますが、この点についてお伺いしておきたいと思います。

○平林剛君 もよと、関連して。私も今質問のあった点と同じ点を疑問に思つておるのであります。先ほどお話しのまことに、この法律が、公債制度が廃止される場合に備えて、いろいろ酒類の新しい価格制度を設けようとしておる、そういう憲法であるとお話をあつたわけですね。そうしますと、消費者に対する面から見て、従来マル公、いわゆる公債制度の役割というものは、現在はそれほど実質的な役割を果たしておらないにしても、やみ値があつた当時に消費者的保護という面もあつたわけ

ですね。ところが、今回における新しい価格制度の中には、消費者の保護についての規定がないわけです。少なくとも、今後の酒類行政の憲法といふことになるとすれば、われわれは第一にこの点を考えていかなくちゃいけないか。今の情勢ではそういう心配はありませんとすれば、われわれは第一にわゆる酒類行政の憲法という法律を定めたいかどうかという点が問題なので、野溝委員がお尋ねになつたように、新しい価格制度のもとで、消費者は一体どういうふうに保護されるかというう点を明らかにしておいていただきたい。

による再販売価格維持契約、また業者による再販売価格維持契約、などというふうな系列を設けておりますが、まず、消費者のためにという角度で申しますと、第一には、今までマル公といふようなのがそういうふうに、実際上はこれ以上高く売ってはいかぬのだけれども、これ以下に下がりますまいということになつておった体制を切りかえて、要するに基準という中心を一つ与えて、そろして、それを中心としてお売りなさい。ということにすると、価格にいわば彈力性が若干ついておるものというようなどころで、この消費者面の利益というか、主張が入る分が一つござります。それから基準は中心でもあるから、若干それより安く売つて競争してもよろしい。そうなればその点けますます消費者に有利である。それから、ある程度高くてもよろしいということにつきましては、今申した低い級の分では、制限販売価格というようなことがありますし、また再販売価格維持契約におきましては、先ほど読みましたように、はつきりと消費者の利益を不當に害するようなものであつてはならない。こういうことがござります。また一般に、メーカーにいたしましても、その他にいたしましても、八十六条の基準販売価格自体の基礎として、酒類の標準的な原価及び適正な利潤を基礎として、これをきめるといふようなことになつておりますし、不必要な値段で消費者を苦しめるということがないようにといふような構想が入つておる。おもなものをあげましても、そういうようなことがあるわけでござります。で、野賀委員のお尋ねの一つの点である消費者のためかどうかといふ

いうことをただいま申し上げたわけであります。

反面、じやあ税の徵収のためか。いや、その他にメーカーまたは業者の中には、めかということにつきましては、そのためでもあるというふうに私は申し上げたいと思います。この酒の団体法身体が、根本は酒税の確保ということだらうと思いますが、やはりそれには業界が乱れてはいけないというので、業界の安定ということを二本柱にしておる。そういう意味で、やはり業界が整理され、正な利潤を得ながら、正々堂々と経営行為ができるようになつたが行なわれております。今申し上げましたように、そのほかに、目的はやはり酒税の確保といふところにつながります。これは、この法律の初めからずっと書いてあるようなことで、やはり秩序ある生産販売によって酒税がほんとうに確保されるようになつたがために三本柱でできてるというふうに申し上げてよろしいと思います。

○野濱勝君 原さんの御答弁は、また普遍性な御答弁でございまして、どおりにも通ずるので、主点が不明である。私の聞いておる重点は、なるべく消費者の点を重点に考えていただてもしたいのです。といって、やはり業者の中ではどうあってもいいというのではなくいい。そこで、今、原さんが御指摘になつました業者のためを考えている。——けつこうなんですが、その業者の中にあれば、卸業者もあれば、小売業者もある。その業者のためのうちのねらいはどれが一番役立っているのか、重きに考えておられるのですか。どれも

○野濱勝君 原さんの見解が明かになつたので、質問するのですが、してみると、この業者三本建はいずれも公平に考えておるというのですが、先ほどわれわれの同僚が質問したように、ビールのごときにおけるマージンは何たる状態ですかね。農林經濟研究所の調査によると、ビール一本当たりの価格が、キリン、サッポロ、アサヒの卸マージン、二・二七%、小売の方は一・一四%，卸・小売加えて三・四一%。しかるに酒の方は清酒二級で八・一七%、それから新清酒がやっぱりその後でですね。そうすると、金酒類販売量を一〇〇とした場合に、ビールの数量は四〇・八%を占めておる。清酒関係が二九・二%、新清酒関係が八・七%、しょうちゅうが一六・五%、雑酒が四・二%、その他二%。これはちゃんとあなたの方でよく調べた数字です。そうすると、何といってもこのうちの王座商品というのはビールなんですね。国税庁の調べによる、これは泉さんの方で調べているのだが、一本当たりの販売価格は推定でマージン二円七十銭、現行のマージンが二円六十銭しかないのです。こういう状態で、小売業はビールを多く売れば損をする。しかし、この損をすることを免てしなければならぬというのは、やっぱりこれが必要飲料品であるから、これを置かないとはかのものを買わない。だから、どうしても小売屋が置かなければならぬようになつてるのであります。その弱みをしつていて、いろいろなつてしまいますが、やはりそれは公平に三者にですね。

うけをこの三大会社が全くあぐらをかいてのさばっているのです。これが大衆のために少し税金を下げるとか何とか言っているが、思い切って値下げもしない。そして小売業を泣かしているビル会社に対し税の捕捉を徹底したうどうですか。

はそうだと思う。大衆のためだ、大衆が、最近婦人までがビールを飲むので、これをいいことに、それを一つのいい理由にしまして、税金を下げる、税金を下げる。——それでは、失礼でございますが、あの会社がどのくらい利益を得ておるかということについて、大蔵委員会に、保守党の方々は会社の内容を知つておるが、われわれ知りませんから、この次の機会までに戦争前の一ヵ年と三十四年度、それがわからなければ最近の、最も近い機会の決算でよろしうござりますから、營業成績の資料を一つこの大蔵委員会に提出していただきたい。

選手の奪い合い、何たる無鉄砲の給料、平当か。ああいうものを見ておるので、多くの子供たちはいかにも歌を歌うことが上手になつたり、芝居、演劇のまねしたり、まね事ができるようになると、ああいう莫大な給料をもらえるかと思って、非常に誤った考え方を持つのが多いですね。このごろ男の子供たちなども、野球の選手になれば一躍莫大な手当をもらえるというふうなことで、学業などやらないで野球ばかりやっておる。これは全部じやございませんよ。こういう傾向は、実際日本の将来、近代的日本を作るにまことに困る。これはアメリカの消費生活教育に罪があるが、大蔵省にもその責任がある。特に主税局長が最も責任があると思う。私は、こういう一つの課税制度のあやまちの矯正を、あなたが一つ思い切って近代的官僚として立案してもらいたい。ちょっと逸脱したように見えますが……。酒税に關係しては、特にビール会社なんというものの

ルはもぢろん以上の通り、酒に至ります。しかし、醸造家の方々と小売屋の方々との比較すると、経済上大きな違いがあると思う。それで、先ほど主税局長さんは、小売業者の利潤というものは大体一〇から一二三あると言われておりますが、われわれの調べでは、一切合わせまして九分八厘、いわば九・八%というところに至つておるのでございます。御の方は大体七%、まあ御の方は、これは別に末端の責任を負うわけじやございません。御承知のように、伝票操作によって受けでおるわけです。伝票をひよっと切れば入ってくる。業界では伝票利潤といつてます。これは封建制でございまして、昔のままを今も踏襲しておるので、これは酒類全体、業界の悪いくせです。この悪いくせを脱皮する。この点だけを脱皮すれば、このマージンだけ安く売れば、消費者に莫大な利益となり、小売業者も喜び、国庫收入も多くなると思うのです。問屋側が失業するじゃないか、

らえれば、相当価格制度に改善ができるのではないかと思っております。

その次に申し上げたいことは、小売業者の諸君は全くマージンが少ない。しかし、ビールと同じように、日常生活品のような状態になつておりますので、利益のあるほかの品物と包み合わせて商売がどうかこうかやつておられるというわけです。うまい汁は二枚鑑札に取られてしまう。卸と小売をやっている大きなところへ取られてしまう。そしてマージンはない。そして小売をやっておる諸君は、仕方ないから、カン詰をやるとか、あるいはその他利益率の多いところのものを一緒に、みそとかその他のものをかかえて売つておるという始末でござります。

こういう現実の状態をよく見てもらつて、特に税収入として起こつておる税の徵収はだれがやるかといふと、末端の第一線業者なんです。二千四、五百億の税収入をみなこれは小売がやるわけなんです。そして最近にお

して、こうとするのか。この点、あなたのお見でもよろしくうございま  
りきょうめんにならないで、一つあ  
なたの私見でもよろしくうございま  
から、ぜひ一つ、意のあるところをそん  
たくして、御答弁願いたいと存します。  
**○政府委員(原純夫君)** 非常に広い範  
囲でお話がございましたのですが、ま  
あ焦点は小売のマージンといいま  
か、また小売の業態が大事であるとい  
うところに焦点をしほっておられるよ  
うでございますが、私はその点はまこと  
に同感であります。もちろん、製  
造、卸もそれぞれやはりそれに並ぶ機  
能を持って、三者協力してやっておる  
というわけでありますが、まあその中  
で小売についていろいろ御心配いただ  
くというのは、非常にありがたいこと  
だと思います。

その場合に、特に今お話をありまし  
た中で、この直売、卸が直売してしま  
うという問題は、年來業界の大問題で  
あります。私もあまり商売のこととはよ  
く知りませんが、やはり卸が小売で

し上げたいと思うのは、そこで私は、やはりそういう点はだんだん御なりメークーなりの方ががまんをしてといいますか、自制をする必要があるうとうに考えております。ただ、その中でも、メークーにもいろいろある。もう山奥の酒屋さんで、小売はやってはいかぬというけれども、その小売で買おうというところに、ほかの酒が来ればいいけれども、なかなか来ぬということがありますので、簡単にいきませんけれども、お話を趣旨は、やはり私は一つの商業取引における公理みたいなものじゃないかというような感じであります。

失業問題が起るかどうか。——これは小売にいっそ転業したらどうですか。昔は売春業界には二枚鑑札というものがあつたのです。今は、業界に二枚鑑札があるのは酒類界なんです。酒類界には二枚鑑札がある。それはどういふ鑑札かといふと、一つはおやじが卸をやり、かあがあが小売をやる。これが二枚鑑札といって、とどうが卸のマージンをとつて、小売のマージンをかかるがもうける。それで大きなところへどつとやっておるものだから、相當な利益を上げられる。これが私は悪い。この点を聰明なる主税局長知らぬことはないと思う。私は、こういう点を一つ、これは見失つ易いことにこちらで

きましては、非常に小売業の競争が盛んになつて参りまして、商売にもなかなか困難です。かといって、現金の取扱いをしなければならぬ。ところが、現金の金が入らぬ。だれが損をするかというと、卸は損をしない。メーカーはもちろん損をしない。結局、損をするのはだれかというと、末端の小売業者なんですね。この危険な商売を真剣になつて戦つておる小売業者の諸君でござります。こういう点においても、私は、価格制度は業者のためにといふことを主税局長はお話しになつたが、実際においてこの小売業者の現実の苦しみといふものをどういうふうに、今現行各税改と見合せるところ、二月廿二日、税金の支拂いをせざる者、

きましては、非常に小売業の競争が盛んになつて参りまして、商売にもなかなか困難です。かといって、現金の取扱いをしなければならぬ。ところが現金の金が入らぬ。それが損をするかというと、御は損をしない。メーカーはもちろん損をしない。結局、損をするのはだれかといふと、末端の小売業者なんですね。この危険な商売を真剣になつて戦つておる小売業者の諸君でござります。こういう点においても私は、価格制度は業者のためにといふことを主税局長はお話しになつたが、実際においてこの小売業者の現実の苦しみといふものをどういうふうに、今後価格政策を規定する上において調節していくこうとするのか。この点あまりきちょうめんにならないで、一つあなたの私見でもよろしゅうございましょうから、ぜひ一つ、意のあるところをそんたくして、御答弁願いたいと存じます。

売ってしまう。あるいはもつと飛びこむ  
えて、メーカーがもう小売で売ってし  
まうというようなことがある。これは  
やはり、小売なり、あるいはメーカー  
が完璧ちやえ抜も一緒にすぱつと抜  
かされてしまうわけですね。そういう  
のは、やはり取引の秩序としてはあま  
りほめたことではないのだろうと私は  
思っております。横山町といふ所が  
あって、あそこへ行くと、何といいま  
すか、小売はいたしませんという。ま  
ああれがやはり商売の術じやないかと  
いうふうに私は思っております。まあ  
業界の中では製造、御の方は必ずしも  
そうでない気持を持っておりますが、  
ただいまのお話で私が個人的に特に申  
し上げたいと思うのは、そこで私は、  
やはりそういう点はだんだん御なり  
メークーなりの方ががまんをしてとい  
いますか、自制をする必要があるとう  
いうふうに考えております。ただ、そ  
の中でも、メーカーにもいろいろあ  
る。もう山奥の酒屋さんで、小売は  
やってはいかぬというけれども、その  
小売で買おうというところに、ほかの  
酒が来ればいいけれども、なかなか来  
ぬということがありますので、簡単に  
はいきませんけれども、お話の趣旨  
は、やはり私は一つの商業取引における  
公理みたいなものじゃないかといふ  
ような感じであります。

も希望ともどちらも兼ねているのでございませんが、申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

今、主税局長はそういう点について

は慎重に考えて説明したいと思うとい

う意見ですが、結局、基準価格は行政

指導で当局の思うところに落ちつくで

しょう。しかし、そこで問題になつて

くるのは、この基準価格をきめるとき

に、幾ら主税局長さんが考えましても、それが消費者その他の納得すると思

いは思えない。また、業界の意見とい

るものも強いのでございましてね、今まで

の動きから見ましても、なかなか容易

ならぬ状態にあるのでございまして、そこ

で業界のあらゆる階層を初め、消費者代表——労働組合でも農民

組合でも、りっぱな民主的な消費団体

がございまし、あるいは市民組織、学

識経験というけれども、學問があるとい

うのじゃなくて、酒に対する造詣、そ

れは値段や味の点がもちろん中心にな

ります。しかし、酒を飲む階級である

労働組合とか農民組合とか、そういう

人たちの市民組織、それから業界(卸、

小売)、そういうようなものを入れた審

議会を作つて、そこで今行政指導に当たられることが最もよいと信じる。原局長の見識ある私見なり御意見なりも審議委員の諸君によく徹底して、またそれらの諸君の意見をよく聞いて、協定価格を制定し、あやまちなきを期する運営をやついただきたいと思うのでございます。この点に対しても特に力を入れてお聞きしたいと思うのであります。お答えのいかんによつては再質問いたします。

○政府委員(原純夫君) お話を通りの

気持でおりますから、どうぞ御了承いただきたいと思います。

○野溝勝君 それでは、審議会を作る

と解釈してよろしくございますか。

○政府委員(原純夫君) まあ審議会と

いうふうに非常にごつい名前にいたしま

すが、どうか知りませんが、とにかく

業者はもとより、消費者またはなるべ

く広い角度で見れるような人という方

を入れて、価格のものもそのそういう

問題をきめるについて御意見を伺うと

いうことをいたしたいと思つております。

○永末英一君 二点御質問したいと思

います。第一点は、この法律全体とし

て見て、消費者の立場をどうやって守

るかということについては、いわゆ

る価格いろいろな基準をもつて押え

ようというところに尽きていくと思う

のです。だから、従つて、その基準価

格の設定なり、政令価格の設定なり、

あるいは再販売価格の設定というも

のについて、低くすれば消費者は喜ぶと

いうことになろうと思いますが、問題

は、一つには、酒を競争をよけにさせ

るために、もう一つは、伸ばした総供給を権利石数で按分するということです。だから、従つて、その基準価格の設定なり、政令価格の設定なり、あるいは再販売価格の設定というものについて、低くすれば消費者は喜ぶといふことがあります。私は聞いておりませんが、本年度はだだ減らしていいのではないかというよう

こと、もう一つは、伸ばした総供給を権利石数で按分するといふこと

です。だか、従つて、その基準価

格の設定なり、政令価格の設定なり、

あるいは再販売価格の設定といふもの

について、低くすれば消費者は喜ぶと

いうことになろうと思いますが、問題

は、一つには、酒を競争をよけにさせ

るために、もう一つは、伸ばした総供給を権利石数で按分するといふこと

それから、権利通りにやらせるかどうかという問題については、昨年来ど

うかという問題については、今までど

うもそういう古い体制はいかぬという

ことで、総体の石数のうち、ある程度

のものは力のあるもの、合理的なもの

にやらしていく。その力のあるもの、

いふうに非常にごつい名前にいたしま

すが、それに、その製造に要する

米につきましては、四割を基準指數ブ

ラス五石というふうなほぼ均等割につきましては、残りの六割につきましては

法規が、こうやって今継続審議になつておりますけれども、これが成立を

目途として準備はしておられると思

う。そこで、酒造米の割当数量、また

はそれぞの酒造家の能力に応じて割

り当てるということに対しても、昨年と

今年と、大体今年の結着をつけられた

と思いますが、どういう努力をされた

かということを明らかにしていただき

たい。

○政府委員(原純夫君) ただいまの点

は、一つには、酒を競争をよけにさせ

るために、もう一つは、伸ばした総供給を権利石数で按分するといふこと

が、大体三百五十万石をこえる所要見込量の数量、これは五十万石余りにな

りますが、それに、その製造に要する

米につきましては、四割を基準指數ブ

ラス五石というふうなほぼ均等割につきましては、残りの六割につきましては

四割を基準指數ブ拉斯五石といふ

う数字で、残りの六割につきましては

が、大体三百五十万石をこえる所要見込量の数量、これは五十万石余りにな

りますが、それに、その製造に要する

米につきましては、四割を基準指數ブ

拉斯五石といふ

う数字で、残りの六割につきましては

四割を基準指數ブ拉斯五石といふ

が、大体三百五十万石をこえる所要見込量の数量、これは五十万石余りにな

りますが、それに、その製造に要する

米につきましては、四割を基準指數ブ

拉斯五石といふ

う数字で、残りの六割につきましては

四割を基準指數ブ拉斯五石といふ

が、大体三百五十万石をこえる所要見込量の数量、これは五十万石余りにな

りますが、それに、その製造に要する

米につきましては、四割を基準指數ブ

拉斯五石といふ

う数字で、残りの六割につきましては

四割を基準指數ブ拉斯五石といふ

が、大体三百五十万石をこえる所要見込量の数量、これは五十万石余りにな

りますが、それに、その製造に要する

米につきましては、四割を基準指數ブ

拉斯五石といふ

う数字で、残りの六割につきましては

四割を基準指數ブ拉斯五石といふ

が、大体三百五十万石をこえる所要見込量の数量、これは五十万石余りにな

りますが、それに、その製造に要する

米につきましては、四割を基準指數ブ

拉斯五石といふ

う数字で、残りの六割につきましては

四割を基準指數ブ拉斯五石といふ

が、大体三百五十万石をこえる所要見込量の数量、これは五十万石余りにな

りますが、それに、その製造に要する

米につきましては、四割を基準指數ブ

拉斯五石といふ

う数字で、残りの六割につきましては

四割を基準指數ブ拉斯五石といふ

が、大体三百五十万石をこえる所要見込量の数量、これは五十万石余りにな

りますが、それに、その製造に要する



けれども、政府の方でもそれまではつり言われるならば、法律の中に加えられたことについていかどうか検討しておいただいて、次回またお尋ねするときにはつきりしていただきたい。きょうは答弁も要りませんし、質問もこの点留保いたしておきます。

○委員長(加藤正人君) 本案に対する質疑はこの程度にいたします。

○委員長(加藤正人君) 次に、国家公務員共済組合法に基づく掛金率の問題を議題といたします。

○委員長(加藤正人君) 本案に対する質疑のある方は、順次、御発言を願います。

○平林剛君 きょうはだれが御出席になつておりますか。

○委員長(加藤正人君) 前田政務次官、船後給与課長の両名であります。

○平林剛君 私の質問の中身からいって、主として給与課長に向かわれることになるかもしれません。この人は政府委員ですか。

○委員長(加藤正人君) 説明員です。

○平林剛君 私の質問に対する答弁者としてあまり適格者ではありませんけれども、予定しておりましたから、質問を続けたいと思います。

現在、国家公務員と政府との間に共済組合の掛金率をめぐって紛争が生じておることは御承知の通りであります。これは、国家公務員共済組合法の改正に伴って、共済年金制度に切りかえられ、その掛け金の率が従来の千分の二十から一気に倍率に引き上げられたということ、それから、その掛け金率のきめ方が権力的で、公務員の意思を無視してしまっている。これは、そ

視して強行策がとられているということである。

こと自体が法律解釈の上から間違っているのじやないか、法解釈の上から

間違っていることで紛争が起きている

ことの理解をされるのであります。一

と、第三には、国家公務員共済組合法の法解釈そのものがゆがめられているのではないかとなどから考

るのではありませんか。これが順序じや

長、会計課長は、国家公務員の組合から告発を受けたわけですが、きょう

もその告発を受けた一人である給与課

長が説明員としておいでになつておる

わけですが、これは本委員会の主たる

対象機関である大蔵省の行政としてき

わめて重要視すべきものを持ってい

るのじやないか、こう思うのであります。法律自体は本委員会の直接対象になるものでありますけれども、私はそういう意味から大蔵省側の見解を聞きたいと思っておる。しかるに、給与課長が説明員としておいでになつて私たましては、ただいま平林委員が御指摘の通りに、組合の運営上、この共済法の規定によりましても、やはり運営審議会の議を経て、単位組合の定款を改正いたしまして、それに基づいて掛金を徴収するということが私は穩当であるうと思ひます。ただ、運営審議会を開くことができなかつたという事情がございましたので、連合会の定款の改正という手続によりまして、この掛金を徴収することにしておるわけであります。そこで、問題となつておる掛け金率につきましては、

長期給付の掛け金率につきましては、

○説明員(船後正道君) 法律解釈の問題でございますので、私からお答え申しあげます。

国家公務員共済組合法第百条の第二項に規定がございまして、「掛け金は、大蔵省令で定めるところにより、組合員の俸給を標準として算定するものとし、その俸給と掛け金との割合は、組合の定款で定める。」かようになつておりま

す。しかし、この組合がかかるものにつきましては、やは

り法律の第四十一条の第一項に、組合を連合会と認みかえる規定がござ

ります。従いまして、連合会加入組合にかかる長期給付の掛け金率につきましては、法第百条第二項の後段の規定は、その俸給と掛け金との割合は連合

会の定款で定めるということになるわ

けでございます。

新法がかような規定をいたしました

趣旨いたしましては、法によります

と、連合会の加入組合にかかる长期

給付の決定、支払い並びに責任準備金

の管理、運用につきましては、これは當

然連合会の業務とされておりまして、

いわば連合会が保険者の立場に立つて

おります。この連合会加入組合にかか

る長期給付につきましては、連合会

においてブールして統一的な保険計算

をすることになつております。この点

においておきましては、各単位組合

がそれぞれ法律的に保険者でございま

して、その長期給付の実施を連合会に

委託する、かような法律関係になつて

おりました。これとは新法におきまし

ては違うのでござります。従いまして、

この新法におきましては、各単位組合

がそのような新法の長期給付に関する全

ての仕組みからいたしましても、法百

条第二項を第四十一条第一項の規定に

よりまして読みかえまして、連合会加

入組合にかかる長期給付の掛け金率を

この連合会の定款で定めるというのが

法の正しい解釈、かように考えており

ます。

○木村福八郎君 この法の解釈に入る

前に、この紛争の状態がどういうことに

なつてゐるかといふことを一応聞いて

おきたいんです。大体定款を改正して

いない——まだ単位共済で定款を改正

していないところはどれだけあつて、改

正しているところはどれだけあるかと

いうことですね。それと、今の紛争の状

態がどういうふうになつてゐるのか。

現状はいろいろ組合の方から折衝の申し込みがあるんでしょう。それに対してもどういう折衝を今しているのか、現状を一つ伺っておきたいんです。それから、法解釈の方へ移っていただきたいと思うんです。

正問題につきましては、連合会の定款は改正されております。それから、単位組合の定款につきましては、總理府共済組合外七組合が改正されております。従いまして、連合会加入組合は十二つござりますので、残るの十二つにつき

款改正は行なわれておりません。

それから、第二に、政府と労働組合の方々との話し合いの現状でござりますが、これはこの九月の初旬に連合会の

加入組合にかかる新しい長期掛金率が算定されまして、この掛け率に基づきまして連合会並びに各組合の定款の改

正が必要となるわけでござります。従いまして、連合会の方では、まず九月の初旬に評議員並びに各組合の業

務担当者に対する説明会を開きまして、そういたしまして、各組合並びに連合会の定款変更を大体同時に行うと

二、各単立組合によるきましては、一部重ねて参ったのであります。しかる

は、名並位組合はおもむろに一晩の委員の方が運営審議会の開催に応じられませんでしたので、運営審議会の

開催ができない」という事態に陥りましたて、先ほど申しましたように、十二の組合につきましては、いまだに本件に關

する運営審議会が開かれませんので、定款改正の手続は踏まれておりません。この間、国公共闘の方々から大蔵省の方に申し入れがありまして、本

件は国公共闘對政府という問題として取り上げたということで、數項目にわたりる要求がございました。これにつきましては、政府といたしましては、もちろん掛金率の基礎等に関します問題は十分御納得いくまで説明会は続けます。従いまして、それと同時に、運営審議会の開催にも応じて下さって、その場で一つやつていただきたい。と申しますのは、この掛金率に関する事項はどこまでも保険數理の問題として算出された問題でございますので、共済組合法に定めるルールに従つて、その場で一つ御討議いただきたいというよう申して参った次第であります。ところが、十月分の俸給の支払い期が迫つて参りましたが、依然としてその話し合いがつきませんでしたので、連合会定款を改正いたしまして、先ほど申しましたような法的解釈のもとに、十月分の俸給から掛金を控除した次第であります。その後、さらに国公共闘の方々からは、引き続きまして大蔵省の方へ申し入れがございます。で、大蔵大臣は先月の末日に国公共闘の方々と面会いたしました、そういたしまして、ともかく紛糾しておる事態といいうものを解決するためには、いずれにいたしましても、国公共闘の方々に対するこの計算基礎等の説明が十分に行なわれていないというのは事実でござりますので、従いまして、そのような説明会は至急に持とうではないか、そうちしまして、いろいろな問題点をしほついて、その上で合理的な解決値につきまして御説明申し上げ、そこで質疑を重ねていただきたい。そういうふうに、その席上で当局から十分に基礎数値をはかるうではないか。このような考

えの方のものに、十一月六日には、第一回の説明会を開いたのでございます。さらに、九日に至りまして、国公共闘の方から、その説明会を続けるについては、ともかく政府の方で千分の四十四という新掛金率をたな上げして、暫定の何らかの率でとるということであれば、これ以上説明会の続行には応じられないという意味の申し入れがございました。それ以後、私どもの方は、この二回目以降の説明会を開くよう呼びかけておりますが、依然として了解が得られないまま、現状に至つております。

○説明員(船後正道君) 事実関係を  
ちょっと私の方から申し上げます。先  
ほど、第一回の説明会は十一月の六日  
と申しましたのは、十月三十日に大蔵  
大臣に会いましたして、その話し合いに基  
づく説明会でございます。しかしながら  
ら、組合の方々に対する説明会は、こ  
れは先ほども申しました通り、九月の  
七日に各共済組合の方々にお話しし、  
各単位組合におきましては、その結果に  
基づきまして運営審議會あるいはその  
予備会あるいは説明会といったものを  
持たれたわけでございます。さらに、  
大蔵省といたしましても、國公共團の  
方々を含む労組の方々には、すでに九  
月十八日に説明会を開いております。  
そのように、九月中におきましても、  
各省庁ごとに、あるいは大蔵省といた  
しまして説明会を開く努力は続けたの  
でござりますが、いずれも労組側の  
方々の出席が得られないまま中断した  
というような状態で、十月を迎えた次  
第でございます。

は、そういう前田次官のお話によつて、遺憾である、それで手続の問題として十月一日から差し引かないし財源確保に困る、そういう意味で、非常に遺憾であるけれども、無理にしたように思うわけです。その結果、今そういう紛争が起こっているのですよ。そういう状態を一体いいと思っているのかどうか、今の状態をよろしいと思っていいかどうか。

Digitized by srujanika@gmail.com

○政府委員(前田健都男君) この法律にも、國家公務員共済組合の目的が第一条に「目的」として規定されておりますが、この目的にございますが、この目的にございます通りに、國家公務員の病気、負傷、出産その他死亡、被扶養者の病気、負傷、出産等、適切な給付を行ないまするために、相互救済を目的といたします共済組合制度を設けておるようなわけでございます。

○木村禪八郎君 そりしますと、この目的は、この法律にもはつきりしているように、三つあるのでしよう。公務員及びその遺族の生活安定、福祉の向上、これが一つ、それから公務員の公務の能率的運営に資するということ、これが第二でしよう。それから相互救済を目的とする共済組合であるということ。この中で一番重要なことは、この法律の第一条の最後にあります、「公務の能率的運営に資すること」、これが結果的には非常に重要なことだと思うのです。今のような状態であると、この事態が円満に打開されない。そうして政府の無理があるからそうなっておるので、ただパンフレットを出したり説明したって、その根拠といふものが、そういう合理性がなければ納得されないわけですから、組合の方 daßいたいたずらに理由なくして反対しているのじやないのです。私も、組合の人からいろいろ事情を聞きまし

て、ちゃんと今の國家公務員の共済組合の改正の経緯とか、それからその目的、その趣旨も十分に私も承り、この実験検討してみたのですよ。どう考え

たって、第三者的な立場で、公平な立場で見立つて、非常に無理がある。法律をこれからしていけば、なおはつきりしてくると思いませんが、国家公務員の遺族の生活安定、福祉に立たないし、資することにならない。公務の能率的運営にも資するところはないであります。この法律を作った目的に反していると思うのですよ、今の事態は。そう思いませんですか。

○政府委員(前田佳都男君) 運営審議会等がこの法律に規定する通りに運営できなくて、その間紛争が起きましたことは、まことに遺憾に存じております。

○委員長(加藤正人君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(加藤正人君) 速記をつけて下さい。

〔速記中止〕

御指摘のようだに、たゞいま紛争があつてござります。ということは、その事業の円滑な遂行でございますか、能率的な運営を見なされまして、またことに遺憾なことでござります。従いまして、また言葉を繰り返すよりでござりますけれども、説明会等も多少いたして、よく納得いくようにしていただきたいというふうに考えております。

○木村禧八郎君 紛争があるという、紛争の現象自体だけじゃないのですなよ。さつきお話ししましたように、当位組合でも定款改正審議会は開かれぬといふところがたくさんあるわけでしょう、さつきの御説明でも、これはみな不満を抱いてるわけでしょう。とにかく、そういうような広範な、公務員大部分ですよ、大部分の公務員についてそういう不満を抱いている。そうしたら能率的な運営なんかできやしないんでありますよ。大部分の公務員がこの問題について不満を抱いている。これは重大な問題ですね。これは今、国公共闘とそれから大蔵省側において説明会をやって、それで第二次説明会に応ずるとか応じぬとか、ただそういう表面に現われた想像だけじゃありませんよ。その後に多くの国家公務員がこの不満を抱いているのですから、これはもつと慎重に考えなければならぬと思いますね。

○平林剛君 そこで、ただ政務次官雲のように、説明会だけ開けば問題が解決するということじゃないのですよ。私は一つ一つ尋ねていけばもつと法律の解釈自体、これは私はあるとこ

わらわの理解と納得を得る場所にはならないのですよ。だから、運営審議会の場そのものが形式的な運営に流れている。政府の方の解釈は、議を経ればいいのだと。議を経るというのは、説明するも納得しないもない、ただそれできまるのだという、こんな法律運営をやると遺憾だと思えば、これを解決するためはどういう手を打つかということをはっきりしてもらいたいと思います。

その方法は、第一に、法解釈について、私が一方的に言うのはおかしいかもしないが、穩当でない。逐条やていけば、あなた方もおそらくそうだと感づかれると思う、穩当でないんだから。また、単位組合の了解を得られないうちに掛金を強制徴収することをやめる、とりあえず見合わせて、きまつてから引き去るという態度をとること。もう一つは、運営審議会は説明するだけじゃないんだ。ただ一方的にそこで採決してやって、多数あれば通すといふようなことでなく、やはり公務員側の主張も十分取り入れて、そして理解と納得を得るまでそこで話し合いをする。こういう基本的な態度を明らかにすること、これをやつてもいいらしいんですけど、いかがですか。それが解決の道ですよ。

ておりまして、その点でそういう措置をとったわけでございます。また、この運営審議会の構成につきましては、第九条の第四項に規定がございまして、「各省各庁の長は、前項の規定により委員を命ずる場合には、組合の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者のうちから命ずるものとし、一部の者の利益に偏ることのないよう、相当の注意を払わなければならぬ。」この第四項の規定によりまして、運営審議会の委員は、この法律の精神に沿つたものが選ばれておるというふうに解釈いたしております。

○平林剛君 政務次官はまだ実情をよく御存じないんじやないか。総理府その他の七組合ぐらは了承されたと、こう言つけれども、その委員は、大がい官側の方のそういう問題を担当しておる係員あたりが委員になつておる。特に掛金なんといつては、これは公務員にとっては賃金と同じようなものですよ。それが二倍以上上がるんだから、そういうときは、やっぱり全般の意見、それこそ、一部の意見でなく、官側の意見だけでなく、全般の意見を聞いてきめなければいかぬ性質のものです。労働条件や賃金に類する問題ですよ。だから、今の運営審議会の実情といふのは、組合側から提出されたメンバーの中から命じたのでもなければ、そういう意向を汲み入れてきめたものでなければ、みな政府の方からきめておるのです。これは政務次官、少し実情を御存じないのじやないか。十九一一全部で二十幾つある、その中で公務員の組合の方がらこの人が適任だと推薦を受けてきめたのがどの

くらいありますかということになると、困るでしょう。ないですよ、そんな人は、だから、そういうことでは困る。

議を経て、という解釈についても、その運営におきましては、やはり十分に議題につきましては討議を重ねて、その上で決定していく、こういう運びであります。

○委員長(加藤正人君) 速記をとめます。

〔速記中止〕

では、今日はこれをもつて散会いたしました。

### 午後一時三十九分散会

○説明員(船橋正道君) 運営審議会の規定によりまして、運営審議会の委員は、先ほどお話をございましたように、安保の方は知らないけれども、そういうような仕組になつておるから、これに応じないという態度をとつておる。だから、これは、先ほどお話をござつたようなことを、まず政府の方が

そういう立場で運営するということをはつきりさせる。

この二つですが、法律上のことをいふなら、法律の解釈について議論したうなりますが、やはり無理があるのです。

十一月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第二六三号)(第二八九号)(第二九二号)(第二九二号)(第三〇三号)

二、中国関係生命保険金の支払措置に関する請願(第二六四号)

一、鹿児島県鹿屋市に国民金融公庫支所設置の請願(第三〇六号)

三、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

四、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

五、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

六、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

七、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

八、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

九、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

十、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

十一、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

十二、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

十三、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

十四、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

十五、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

十六、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

十七、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

十八、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

十九、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

二十、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

二十一、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

二十二、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

二十三、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

二十四、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

二十五、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

二十六、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

二十七、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

二十八、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

二十九、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

三十、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

三十一、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

三十二、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

三十三、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

三十四、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

三十五、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

三十六、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

三十七、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

三十八、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

三十九、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

四十、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

四十一、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

四十二、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

四十三、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

四十四、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

四十五、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

四十六、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

四十七、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

四十八、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

四十九、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

五十、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

五十一、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

五十二、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

五十三、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

五十四、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

五十五、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

五十六、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

五十七、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

五十八、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

五十九、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

六十、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

六十一、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

六十二、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

六十三、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

六十四、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

六十五、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

六十六、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

六十七、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

六十八、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

六十九、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

七十、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

七十一、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

七十二、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

七十三、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

七十四、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

七十五、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

七十六、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

七十七、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

七十八、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

七十九、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

八十、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

八十一、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

八十二、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

八十三、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

八十四、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

八十五、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

八十六、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

八十七、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

八十八、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

八十九、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

九十、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

九十一、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

九十二、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

九十三、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

九十四、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

九十五、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

九十六、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

九十七、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

九十八、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

九十九、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百一、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百二、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百三、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百四、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百五、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百六、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百七、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百八、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百九、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百十、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百十一、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百十二、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百十三、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百十四、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百十五、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百十六、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百十七、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百十八、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百十九、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百二十、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百二十一、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百二十二、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百二十三、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百二十四、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百二十五、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百二十六、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百二十七、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百二十八、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百二十九、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百三十、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百三十一、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百三十二、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百三十三、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百三十四、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百三十五、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百三十六、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百三十七、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百三十八、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百三十九、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百四十、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百四十一、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百四十二、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百四十三、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百四十四、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百四十五、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百四十六、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百四十七、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百四十八、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百四十九、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百五十、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百五十ー、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百五十ーー、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百五十ーーー、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百五十ーーーー、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百五十ーーーーー、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百五十ーーーーーー、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百五十ーーーーーーー、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百五十ーーーーーーーー、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百五十ーーーーーーーーー、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百五十ーーーーーーーーーー、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百五十ーーーーーーーーーーー、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百五十ーーーーーーーーーーーー、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百五十ーーーーーーーーーーーーー、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百五十ーーーーーーーーーーーーーー、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーー、たばこ販売手数料引上げに関する請願(第三〇三号)



昭和三十四年十一月二十五日印刷

昭和三十四年十一月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局